

医療情報取得加算について

当院では、マイナンバーカードでのオンライン資格確認を有しており、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、等を取得・活用して診療を行います。

令和6年7月1日より、国が定めた診療報酬算定要件に従い、「医療情報取得加算」として、以下の点数を算定いたします。

【マイナ保険証を利用しない場合】

【マイナ保険証を利用しても診療情報提供に同意されない場合】

医療情報取得加算 1 初診時 3 点（月 1 回に限る）

医療情報取得加算 3 再診時 2 点（3 月に 1 回限り算定）

【マイナ保険証を利用して診療情報提供に同意された場合】

【他院からの紹介状をお持ちの場合】

医療情報取得加算 2 初診時 1 点（月 1 回に限る）

医療情報取得加算 4 再診時 1 点（3 月に 1 回限り算定）

※ただし、診察において実際に「受診歴、薬剤情報、特定健診情報等」を取り込んで診療に活用した場合に限ります。それ以外の場合は、左の加算1、もしくは加算3を算定することになります。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

※従来通り、健康保険証による保険証確認はできますが、令和6年12月2日より現行の保険証は新規発行されなくなります。（現行の保険証は有効期限（令和7年7月31日）が切れるまでは引き続き使用することができます。）

※マイナ保険証をお持ちでない方や利用を控えたい方は、令和6年12月2日以降、有効期限（令和7年7月31日）を迎える前に、「資格確認書」を交付していただく必要があります。協会けんぽや各自治体で交付してもらうようお願いいたします。